

警 察 署 協 議 会 会 議 録

久留米警察署協議会

開催年月日時	平成31年3月20日 午後4時00分 から 平成31年3月20日 午後5時20分 まで	
開催場所	久留米警察署 4階会議室	
出席者	警察署協議会	会長以下13名
	警察署	署長、生活安全管理官、地域管理官、 刑事管理官、交通管理官、警備課長、総務第二課長、事務局2名
議 事 概 要		
<p>【開会】（会長） 平成31年第1回久留米警察署協議会を開会する。</p> <p>【署長挨拶(要旨)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 皆様には、御多忙中のところ、本年第1回目の久留米警察署協議会に御出席していただき、厚くお礼申し上げます。 ○ 本日の警察署協議会は、本年3月31日をもって、警察署協議会委員としての任期満了を迎える委員の方々にとって、最後の協議会となる地域の代表者として、警察との懸け橋となり、治安の向上に多大な役割を果たしていただいたことに、大変感謝している。 ○ 引き続き警察署協議会委員を務めていただく委員の皆様にあっても、今後とも、警察活動に対する変わらぬ御理解と御協力をお願いする。 ○ 私も、署長として、当署の最重点目標である道仁会の壊滅や重点目標の達成に向けて、全力で取り組んでいく所存である。 <p>【着任幹部挨拶】</p> <p>【報告事項等】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 福岡県警察署協議会会長連絡会議結果報告について <ol style="list-style-type: none"> (1) 自治体による街頭防犯カメラの補助事業等 (2) 小倉北警察署協議会の活動報告 (3) 行橋警察署協議会の活動報告 (4) うきは警察署協議会の活動報告 2 平成30年久留米警察署管内の治安概況について 		

議 事 概 要

【質疑応答】

- 委員から「暴力団の情勢についてお伺いしたい。また、普段生活する上では暴力団らしい人を見ることが少ないので、暴力団は活動していない様にも見えるが、見えないところで活動しているとも聞く。普段、私たちが生活する上で注意すべきことについてもお伺いしたい。」旨の質疑があり、刑事管理官から「警察による暴力団の取締りのほか、社会全体における暴力団排除気運の高まりにより、暴力団勢力は、暴力団対策法施行以降、確実に減少している。また、様々な業界においてコンプライアンスの向上などにより、暴力団にとって活動が難しい社会環境が整ってきているが、暴力団側も生き残りを賭けて資金獲得活動を巧妙化し、ニセ電話詐欺のように捕まりにくく、かつ収益が大きな手法で犯罪を敢行していることがうかがわれる。こうした情勢を踏まえ、暴力団が関わるとされる事案に遭遇した場合は、とにかく毅然とした態度で対応していただくことが何より大切である。その上で、躊躇することなく警察に通報していただければ、必ず検挙していきたい。」旨の回答があった。
- 委員から「文化街などの繁華街には無料案内所があるが、暴力団が関係しているのか。」旨の質疑があり、生活安全管理官から「暴力団組員やその他欠格事由がある者は、案内業を行うことはできない。しかし、自らの代わりに暴力団組員ではない者に営業をさせ、その者からみかじめ料を取るということは、制度を悪用すればあり得ることである。よって、私たちとしては、その様な不正があり得ることを理解し、対応しなければならない。」旨の回答があった。
- 委員から「ここ数年、歩車分離信号が増えている。市役所前、城南町、聴覚支援学校前、花畑駅前、歩行者の通行も多く便利だと思うが、通町7丁目の信号は他と比べると歩行者が少ないので、どうして歩車分離になっているのかわからない。歩車分離信号がある交差点は、通常の信号とはサイクルが異なるため、歩行者の中には、赤信号なのに青信号になったと勘違いして交差点を通行している人がいる。歩車分離信号はどのような基準で設置しているのか。」旨の質疑があり、交通管理官から「通町7丁目交差点は昭和通りにある交差点で、平成25年3月に歩車分離信号になった。久留米市から、昭和通りと明治通りに人と車を回遊させようというまちづくり方針が出されたことで、増加した車から歩行者を守るため、また同交差点付近に多数建立されている寺を参拝される高齢歩行者を守るために設置されたと聞いている。当署管内では、平成24年には、対歩行者事故が多数発生していたが、昨年まで大幅に減少しており、歩行者妨害の取締りのほか、歩車分離信号設置による効果もあると考えている。設置基準についてであるが、対歩行者事故の多発箇所に設置することとしているが、歩車分離信号を設けると歩行者用の全ての信号が青になる代わりに、全ての車用の信号が赤になるため、車が渋滞することが予想される。よって、歩車分離信号の設置にあたっては、設置に係るメリットとデメリットを検討の上、判断している。なお、現在当署管内には、歩車分離信号を5箇所に設置している。」旨の回答があった。

議 事 概 要

○ 委員から「児童虐待のニュースを良く耳にするが、久留米署管内での通報状況などについてお伺いしたい。」旨の質疑があり、生活安全管理官から「児童虐待事案は、警察のみではなく、児童相談所や教育機関と連携・情報共有して対応する必要がある。特に、児童相談所との緊密な連携は不可欠で、平成28年には、警察が認知した児童虐待容疑事案については、通報を受け確認した結果、虐待ではなかったと判明したものであっても、全て児童相談所に情報提供するという協定を、県内の全児童相談所と締結している。さらに、平成30年には、同じく県内の全児童相談所と協定を結んで、児童相談所が保有する児童虐待事案情報についても警察に提供し、警察、児童相談所の両者が児童虐待に関する情報を共有し、これまで以上に虐待の早期発見と児童の安全確保に対応することとなった。当署としても、児童虐待事案は、DV・ストーカー事案と同様の人身安全関連事案であることから、最重要課題として位置付け、児童虐待事案の早期発見、認知した際の児童の身の安全の確保を最優先とし、児童虐待容疑などの通報が寄せられた際は、保護者に事情を説明し、児童の身体を確認するなど、徹底した安否確認を行っている。その際、児童の身体に外傷などが認められる等、緊急性が認められれば、即座に保護し、児童相談所に通告している。我々署員一同、悲惨な事件は絶対に発生させないという強い意識と危機感を持って臨んでおり、今後とも関係機関と連携して、この種事案の絶無を期して取り組んでいきたいと考えている。なお、平成30年中の当署の児童虐待の通告人数は191人で、内訳は、身体的虐待が46人、ネグレクト（育児放棄）が1人、心理的虐待が144人であった。また、虐待ではないが、虐待容疑事案として21人の情報を児童相談所に提供している。」旨の回答があった。

○ 委員から「よく虐待という言葉が使われているが、どの程度が虐待になるのか。」旨の質疑があり、生活安全管理官から「一般常識や社会常識に照らして客観的に舐めではなく、暴力と判断できるものは虐待に該当する。いくら保護者が舐めと言っても、子供を踏みつけたり、寒い中ベランダに何時間も立たせるなどの行き過ぎた行為は、即座に事件化している。」旨の回答があった。

【感謝状贈呈及び離任挨拶】

○ 委員から「お役に立つことができたかわからないが、長い間お世話になった。いろんなものを見聞きし、楽しく勉強させていただいた。今後も警察の方々に協力していきたいと思う。」旨の挨拶があった。

○ 委員から「感謝状をいただいたことは、大変光栄なことである。私が委員になった当時は、女性委員が1、2名で肩身が狭い思いをしたが、今は多くの女性委員がいて心強く思っている。警察のことは良く知らなかったが、署長、管理官から色んなことを教えてもらい、また委員の方々も色んな悩みを抱えながらも、久留米市で活躍していることを知ることができた。今後、益々協議会が繁栄することを祈念する。」旨の挨拶があった。

議 事 概 要

- 委員から「8年間勤めさせて貰った。警察の方は本当に良くやってくれている。どうしてこんなに真面目に仕事ができるのかと感心した。本当に有意義な8年間だった。今後も久留米市民、久留米市の安全安心のために頑張っていたきたい。」旨の挨拶があった。

【閉会】

以上で、平成31年第1回久留米警察署協議会を閉会する。